



栃木県公報

平成26年
3月27日(木)
号外
第14号

目次

目次	条 例
○災害に強いとちぎづくり条例の制定	6
○栃木県森林審議会条例の制定	11
○栃木県麻薬中毒審査会条例の制定	12
○栃木県建設工事紛争審査会条例の制定	12
○栃木県建築士審査会条例の制定	13
○栃木県社会教育委員条例の制定	13
○栃木県固定資産評価審議会条例の一部改正	14
○栃木県土地利用審査会条例の一部改正	14
○職員の給与に関する条例等の一部改正	15
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	17
○職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正	17
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	18
○栃木県手数料条例等の一部改正	18
○栃木県交通安全対策会議条例の一部改正	31
○栃木県社会福祉審議会条例の一部改正	31
○栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部改正	31
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	32
○栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正	46
○栃木県流域下水道条例の一部改正	46
○学校職員定数条例の一部改正	46
○栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正	47
○栃木県留置施設視察委員会条例の一部改正	48
○栃木県職員互助団体に関する条例の廃止	48
○栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例の廃止	48
○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正	49

本号で公布された条例のあらまし

◇災害に強いとちぎづくり条例の制定（栃木県条例第7号）

災害に強いとちぎづくりに関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）並びに県の責務を明らかにするとともに、災害に強いとちぎづくりのための防災対策（以下「防災対策」という。）の基本となる事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「災害に強いとちぎづくり」、「災害」、「防災」、「防災関係機関」、「自主防災組織」、「学校」及び「避難行動要支援者」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

災害に強いとちぎづくりについて、次の基本理念を定めることとしました。

- (1) 自らの安全を自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合う互助、事業者その他の地域に関わる人々が連携し助け合う共助及び公的機関が援助を行う公助を基本として実施されること。

(2) 県民等並びに県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されること。

3 県民等の責務

(1) 県民は、災害に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するよう努めるものとすることとしました。
(第4条関係)

(2) 自主防災組織は、地域の住民と連携し、地域における防災対策を実施するよう努めるものとすることとしました。(第5条関係)

(3) 事業者は、従業員等の安全を確保するため、自ら防災対策を実施し、かつ、地域の住民及び自主防災組織と連携して地域における防災対策を実施するよう努めるものとすることとしました。(第6条関係)

4 県の責務及び県と市町村との協力

(1) 県は、防災対策を総合的に推進し、及び実施するものとすることとしました。(第7条関係)

(2) 県及び市町村は、それぞれが実施する防災対策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとすることとしました。(第8条関係)

5 防災対策の実施に当たっての配慮(第9条関係)

県民等及び県は、次に掲げる事項に配慮して、防災対策を実施するものとすることとしました。

(1) 気象、地形、社会、文化その他の地域の特性を踏まえること。

(2) 男女共同参画の視点を踏まえること。

(3) 避難行動要支援者の実情を踏まえること。

(4) ボランティアの自主性を尊重しつつ、これとの連携協力を図ること。

6 県民等による防災対策の推進

(1) 防災知識の習得等(第10条関係)

(2) 防災訓練への参加等(第11条関係)

(3) 物資の備蓄等(第12条関係)

(4) 建築物の倒壊等の防止(第13条関係)

(5) 円滑な避難等(第14条関係)

(6) 災害情報の提供(第15条関係)

(7) 災害教訓の伝承等(第16条関係)

(8) 自主防災組織及び消防団への参加等(第17条関係)

7 県による防災対策の推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの推進(第18条関係)

(2) 防災意識の高揚(第19条関係)

(3) 防災学習の振興等(第20条関係)

(4) 防災訓練の実施等(第21条関係)

(5) 災害情報の周知(第22条関係)

(6) 自主防災組織及び消防団への支援等(第23条関係)

(7) 事業者等との協定(第24条関係)

(8) ボランティアの防災活動の環境整備(第25条関係)

(9) とちぎ防災の日(第26条関係)

8 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県森林審議会条例の制定(栃木県条例第8号)

1 森林法の一部改正に伴い、栃木県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県麻薬中毒審査会条例の制定(栃木県条例第9号)

1 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴い、栃木県麻薬中毒審査会に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 栃木県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の13第2項の規定に基づき、措置入院者につき入院を継続する必要があると知事が認めるときに置くこととしました。(第1条関係)

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県建設工事紛争審査会条例の制定(栃木県条例第10号)

1 建設業法の一部改正に伴い、栃木県建設工事紛争審査会に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する

こととしました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県建築士審査会条例の制定**（栃木県条例第11号）

1 建築士法の一部改正に伴い、栃木県建築士審査会に関し必要な事項を定めるため、条例を制定することとしました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県社会教育委員条例の制定**（栃木県条例第12号）

社会教育法の一部改正に伴い、栃木県社会教育委員（以下「委員」という。）の委嘱の基準を定めること等のため、栃木県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の全部を改正することとしました。

1 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委嘱することとしました。

2 委員の定数は、20人以内とすることとしました。（以上第2条関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県附属機関に関する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇**栃木県固定資産評価審議会条例の一部改正**（栃木県条例第13号）

1 地方税法の一部改正に伴い、栃木県固定資産評価審議会の委員の定数を定めることとしました。（第2条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県土地利用審査会条例の一部改正**（栃木県条例第14号）

1 国土利用計画法の一部改正に伴い、栃木県土地利用審査会の委員の定数を定めることとしました。（第2条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**職員の給与に関する条例等の一部改正**（栃木県条例第15号）

1 55歳以上で人事委員会規則で定める年齢を超えている職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととしました。（職員の給与に関する条例第6条関係）

2 通勤手当について、自動車等使用に係る手当額を引き上げることとしました。（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3関係）

3 給料の切替えに伴う経過措置額について、平成26年4月1日から段階的に引き下げ、平成28年3月31日をもって廃止することとしました。（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7条関係）

4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正**（栃木県条例第16号）

1 精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当について、支給日額の限度額を1,130円（現行750円）に改定するとともに、勤務1回につき支給する手当を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第11条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正**（栃木県条例第17号）

1 地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を定めることとしました。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正**（栃木県条例第18号）

1 栃木県環境保全資金融資規則に基づく事務について手続を見直すこと等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県手数料条例等の一部改正**（栃木県条例第19号）

消費税法及び栃木県県税条例の一部改正等に伴い、手数料の額を改定すること等のため、次の条例について

所要の改正をすることとしました。

- 1 栃木県手数料条例関係（第3条、別表第1及び別表第2関係）
 - (1) 職員履歴証明手数料その他各種手数料の額を引き上げることとしました。
 - (2) 保育士試験の全部免除申請手数料を新設することとしました。
 - (3) 特定建築物建築等計画の認定に伴う適合通知申出手数料及び変更認定に伴う適合通知申出手数料を新設することとしました。
 - (4) 低炭素建築物新築等計画の認定又は変更認定に係る証明手数料を新設することとしました。
 - (5) 長期優良住宅建築等計画の認定又は変更認定に関する通知書等の記載事項に係る証明手数料を新設することとしました。
 - (6) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県保健所使用料条例関係（第2条関係）

診察料及び指導料を除く使用料の額を引き上げることとしました。
- 3 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

宿泊に係る使用料の額を引き上げることとしました。
- 4 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

セミナー室及び恒温恒湿室の使用料の額を引き上げることとしました。
- 5 栃木県行政財産使用料条例関係（別表関係）

建物の使用料その他課税対象となる使用料の額を引き上げることとしました。
- 6 栃木県病院事業の設置等に関する条例関係（別表関係）

特別室利用料金の限度額及びがん検診料金の額を引き上げることとしました。
- 7 栃木県精神保健福祉センター使用料条例関係（第1条関係）

診療に係る使用料の額を引き上げることとしました。
- 8 栃木県立美術館条例関係（第5条及び別表第2関係）
 - (1) 撮影等料金の限度額を引き上げることとしました。
 - (2) 観覧料の額を引き上げることとしました。
- 9 栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

宿泊に係る使用料の額を引き上げることとしました。
- 10 栃木県都市公園条例関係（別表第1及び別表第2関係）

栃木県総合運動公園の使用料その他各種使用料の額を引き上げることとしました。
- 11 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

射撃施設使用料及び移動標的使用料の額を引き上げることとしました。
- 12 栃木県産業会館設置、管理及び使用料条例関係（第10条、別表第1及び別表第2関係）

会議室使用料の額を引き上げることとしました。
- 13 栃木県立博物館条例関係（第5条及び別表第2関係）
 - (1) 撮影等料金の限度額を引き上げることとしました。
 - (2) 観覧料の額を引き上げることとしました。
- 14 鬼怒工業用水道に係る工業用水の料金に関する条例関係（第3条関係）

料金を基本料金、使用料金、特定料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とすることとしました。
- 15 栃木ヘリポート設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

着陸料及び停留料の額を引き上げることとしました。
- 16 栃木県総合教育センター条例関係（別表関係）

大講義室、学習室、研修室、創作室、音楽室、体育館及びグラウンドの使用料の額を引き上げることとしました。
- 17 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

栃木県グリーンスタジアム使用料の額を引き上げることとしました。
- 18 とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）
 - (1) とちぎ生きがいづくりセンター及びその支所に増設される教室の使用料の額を定めることとしました。
 - (2) 教室の使用料その他各種使用料の額を引き上げることとしました。
- 19 栃木県県営住宅条例関係（第25条関係）

駐車場の使用料の限度額を引き上げることとしました。
- 20 栃木県流水占用料等徴収条例関係（第2条関係）

流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の額を引き上げることとしました。

21 栃木県警察関係手数料条例関係（第8条関係）

放置車両確認事務に係る講習手数料の額を引き上げることとしました。

22 栃木県二十一世紀林業創造の森設置、管理及び使用料条例関係（第8条関係）

研修宿泊施設の使用料の額を引き上げることとしました。

23 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）

多目的ホール及び大型電波暗室等の使用料の額を引き上げることとしました。

24 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県交通安全対策会議条例の一部改正（栃木県条例第20号）

1 交通安全対策基本法の一部改正に伴い、知事が必要と認めて任命する栃木県交通安全対策会議の委員の定数及び任期を定めることとしました。（第3条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県社会福祉審議会条例の一部改正（栃木県条例第21号）

1 社会福祉法の一部改正に伴い、栃木県社会福祉審議会の委員の定数を定めることとしました。（第2条関係）

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部改正（栃木県条例第22号）

1 介護保険法の一部改正に伴い、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を定めることとしました。（第2条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（栃木県条例第23号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

(1) 重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものを加えることとしました。（第5条関係）

(2) 指定共同生活援助の事業を行う者がサテライト型住居を設置する際に満たすべき基準を定めることとしました。（第198条関係）

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を行う際に満たすべき基準を定めることとしました。（第201条の2～第201条の12関係）

(4) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正（栃木県条例第24号）

1 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の拠出率を100,000分の44（現行10,000分の9）に改定することとしました。（第2条関係）

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県流域下水道条例の一部改正（栃木県条例第25号）

1 鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）の処理する区域の存する市町から塩谷町を除くこととしました。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正（栃木県条例第26号）

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。（第3条関係）

- (1) 県立学校職員 5,163人
- (2) 市町村立学校職員 11,746人

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例等の一部改正（栃木県条例第27号）

- 1 55歳以上で教育委員会規則で定める年齢を超えている公立学校職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととしました。（栃木県公立学校職員給与条例第7条関係）
- 2 公立小学校の統廃合に伴い、へき地学校等について、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県公立学校職員給与条例別表第3関係）
- 3 給料の切替えに伴う経過措置額について、平成26年4月1日から段階的に引き下げ、平成28年3月31日をもって廃止することとしました。（栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例附則第6条関係）
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県留置施設視察委員会条例の一部改正（栃木県条例第28号）

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、栃木県留置施設視察委員会の委員の任期を定めることとしました。（第2条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県職員互助団体に関する条例の廃止（栃木県条例第29号）

- 1 職員の組織する互助団体が、それぞれ解散し、又は一般財団法人に移行したことに伴い、栃木県職員互助団体に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例の廃止（栃木県条例第30号）

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、県立の高等学校の授業料等に係る特例を廃止するため、栃木県立高等学校の授業料等の特例に関する条例を廃止することとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正（栃木県条例第31号）

- 1 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

条 例

災害に強いとちぎつくり条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七号

災害に強いとちぎつくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 県民等による防災対策の推進（第十条―第十七条）

第三章 県による防災対策の推進（第十八条―第二十六条）

附則

私たちのふるさと栃木県は、大規模な災害が少ない県と言われている。しかし、過去には、茂木水害、那須水害をはじめとする豪雨、洪水、竜巻等による甚大な被害を受けた経験を持

つ。また、東日本大震災では、県内においても震度六強を観測し、尊い人命や貴重な財産が失われたほか、福島第一原子力発電所の事故は、今なお社会生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

県では、これらの過去の災害の教訓を踏まえ、様々な防災対策を進めているが、災害が発生した場合における被害を最小化し、その迅速な回復を図るためには、行政による防災対策に加え、県民一人一人が真剣に災害に備え、防災対策に取り組むことが必要である。さらに、地域の住民、学校、企業等が、平時から共に地域の特性に応じた防災対策を推進すること、また、災害時には共に被害の拡大の防止や復旧に取り組むこと等、地域における多様な主体が連携協力して災害に対応する能力を高めていくことが重要である。

ここに、私たちは、災害から尊い生命、身体及び財産を守り、全ての県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、災害に強いとちぎづくりに一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、災害に強いとちぎづくりに関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）並びに県の責務を明らかにするとともに、災害に強いとちぎづくりのための防災対策（以下「防災対策」という。）の基本となる事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強いとちぎづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害に強いとちぎづくり 本県において、災害から尊い生命、身体及び財産を守り、全ての県民が安全に安心して暮らすことのできる社会を構築することをいう。
- 二 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- 三 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 四 防災関係機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する指定地方行政機関、同条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関並びに知事が別に定める公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 五 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織をいう。
- 六 学校 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百一十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条に規定する各種学校をいう。

七 避難行動要支援者 地域に居住する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第三条 災害に強いとちぎづくりは、自らの安全を自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合う互助、事業者その他の地域に関わる人々が連携し助け合う共助及び公的機関が援助を行う公助を基本として実施されなければならない。

2 災害に強いとちぎづくりは、県民等並びに県及び市町村が、それぞれの責務又は役割を担うとともに、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、災害に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災活動に積極的に参加するとともに、県、市町村及び防災関係機関(以下「県等」という。)並びに自主防災組織が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の住民と連携し、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、県等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員等の安全を確保するため、自ら防災対策を実施し、かつ、地域の住民及び自主防災組織と連携して地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成し、及びこれを実施するための体制の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県等及び自主防災組織が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第七条 県は、基本理念にのっとり、防災対策を総合的に推進し、及び実施するものとする。

2 県は、災害時において必要な事務及び事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成し、及びこれを実施するための体制を整備するものとする。

3 県は、県民等が実施する防災対策の支援に努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第八条 県及び市町村は、それぞれが実施する防災対策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(防災対策の実施に当たつての配慮)

第九条 県民等及び県は、次に掲げる事項に配慮して、防災対策を実施するものとする。

- 一 気象、地形、社会、文化その他の地域の特性を踏まえること。
- 二 男女共同参画の視点を踏まえること。
- 三 避難行動要支援者の実情を踏まえること。
- 四 ボランティアの自主性を尊重しつつ、これとの連携協力を図ること。

第二章 県民等による防災対策の推進

(防災知識の習得等)

第十条 県民等は、防災に関する知識の習得に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、地域において、防災に関する知識の普及及び避難場所、避難経路その他の防災に関する情報の周知に努めるものとする。
- 3 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において従業員が適切な対応がとれるよう、防災に関する知識の普及に努めるものとする。
- 4 学校の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）が避難その他の適切な行動がとれるよう、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

(防災訓練への参加等)

第十一条 県民等は、県等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織及び事業者は、定期的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第十二条 県民等は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、生活必需物資、災害に関する情報を収集できる機器その他の災害時に有用な物資を避難の際に直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

- 2 自主防災組織及び事業者は、初期消火、負傷者の救出等のための資機材の整備に努めるものとする。

(建築物の倒壊等の防止)

第十三条 県民等は、自らが所有し、又は管理する建築物及び工作物並びに家具及び家財について、あらかじめ、倒壊等及びこれに伴う火災の発生その他の被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(円滑な避難等)

第十四条 県民等は、避難場所、避難経路及び家族等との連絡方法を確認し、並びに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動を整理しておくよう努めるものとする。

- 2 県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害に関する情報の収集に努め、自ら必要と判断したとき、又は避難の勧告等があったときは、円滑に避難するよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害に関する情報の伝達、避難の誘導その他地域の住民の安全を確保するための措置を講ずるよう努める

ものとする。

4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の誘導その他従業員、来所者等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

5 学校の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、児童生徒等の特性を踏まえ、避難の誘導その他児童生徒等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第十五条 県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自らの安全に十分留意しつつ、必要に応じて、当該災害の発生状況等、自ら得た当該災害に関する情報を県等に提供しよう努めるものとする。

(災害教訓の伝承等)

第十六条 県民等は、過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災対策へ活用しよう努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団への参加等)

第十七条 県民等は、自主防災組織及び消防団の防災活動に参加しよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員の自主防災組織の防災活動への参加並びに消防団への加入及び消防団の活動への参加について協力しよう努めるものとする。

第三章 県による防災対策の推進

(防災に配慮したまちづくりの推進)

第十八条 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、防災の観点を踏まえた市街地、道路、公園、河川、砂防設備等の整備、建築物の耐震性の向上その他防災に配慮したまちづくりを総合的に推進するものとする。

(防災意識の高揚)

第十九条 県は、市町村及び防災関係機関と連携して広報活動を実施し、県民等の防災に関する意識の高揚を図るものとする。

(防災学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興を図るものとする。

2 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、地域における防災対策を担う人材の育成及び確保に努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第二十一条 県は、市町村及び防災関係機関並びに県民等と連携協力し、総合的な防災訓練を実施するものとする。

2 県は、地域において多様かつ実践的な防災訓練が実施されるよう、県民等及び市町村に対する支援に努めるものとする。

(災害情報の周知)

第二十二條 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市町村及び報道機関等と連携し、県民等が適切な対応がとれるよう、当該災害に関する情報の周知に努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団への支援等)

第二十三條 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、自主防災組織の結成及び活動並びに消防団の活動に対して必要な支援を行うものとする。

2 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、県民及び事業者に対し、自主防災組織及び消防団の活動に関する普及啓発を図るものとする。

(事業者等との協定)

第二十四條 県は、災害時における食品、飲料水、医薬品等の供給、必要な人員及び物資の緊急輸送の確保その他の応急対策等に関し、事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(ボランティアの防災活動の環境整備)

第二十五條 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における防災活動に従事するボランティアに関し、受入体制の整備その他ボランティアの防災活動を推進する上で必要な環境の整備に努めるものとする。

(とちぎ防災の日)

第二十六條 県は、防災対策の重要性について県民等の理解を深める日として、とちぎ防災の日を定める。

2 とちぎ防災の日は、三月十一日とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防防災課)

栃木県森林審議会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第八号

栃木県森林審議会条例

(設置)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八条第一項の規定に基づき、栃木県森林審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否回数によっては、会長の決するところによる。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(森林整備課)

栃木県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第九号

栃木県麻薬中毒審査会条例

(設置)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十三第二項の規定に基づき、同法第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに栃木県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人で組織する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(薬務課)

栃木県建設工事紛争審査会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十号

栃木県建設工事紛争審査会条例

(設置)

第一条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条第三項の規定に基づき、栃木県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員十五人以内で組織する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(監理課)

栃木県建築士審査会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十一号

栃木県建築士審査会条例

(設置)

第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十八条の規定に基づき、栃木県建築士審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人以内で組織する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(建築課)

栃木県社会教育委員条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十二号

栃木県社会教育委員条例

栃木県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和二十四年栃木県条例第六十一号）の全部を改正する。

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、栃木県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準等)

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並び

に学識経験のある者のうちから委嘱する。

- 2 委員の定数は、二十人以内とする。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第三条 委員の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 栃木県附属機関に関する条例（昭和三十七年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部を削る。

(教育委員会事務局生涯学習課)

栃木県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十三号

栃木県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

栃木県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年栃木県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員十一人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(市町村課)

栃木県土地利用審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十四号

栃木県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

栃木県土地利用審査会条例（昭和四十九年栃木県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第三項中「会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び三人以上の委員の出席がなければ」を「委員の過半数が出席しなければ」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第一条 審査会は、委員七人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（地域振興課）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」を「の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第3

片道の通勤距離		加算額
キロメートル以上	キロメートル未満	
6	8	1,060円

8	10	2,530
10	12	1,600
12	14	3,080
14	16	2,150
16	18	3,630
18	20	5,100
20	22	4,170
22	24	5,650
24	26	4,720
26	28	6,190
28	30	7,670
30	32	6,740
32	34	8,210
34	36	7,290
36	38	8,760
38	40	10,230
40	42	9,310
42	44	10,780
44	46	11,350
46	48	12,830
48	50	14,300
50	52	14,870
52	54	16,350
54	56	16,920
56	58	18,400
58	60	19,870
60	62	20,440
62	64	21,920
64	66	23,390
66	68	24,860
68	70	26,340
70	72	27,810
72	74	29,280
74	76	30,760
76	78	32,230
78	80	33,700

80	35,180
----	--------

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「には」の下に「平成二十八年三月三十一日までの間」を、「ほか」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を加え、「額」を「額。以下この項において「差額相当額」という。)から差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は勤務一回」を削り、「七百五十円」を「千百三十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において、特に勤務を命ぜられて改正前の第十一条第二項の規定により勤務一回につき手当の額が定められた業務に従事するときの特殊勤務手当については、なお従前の例による。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十七号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十六年栃木県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年栃木県条例第二号）第二条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から第三項に規定する期間さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日」を「第三項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年栃木県条例第二号）第二条に規定する定年退職日をいう。）」に改め、同条第三項中「期間は、五年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例第三条に規定する定年から五年を減じた年齢」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年栃木県条例第三十三号）附則第二項に規定する職員に対する改正後の第二条第三項の規定の適用については、同項中「職員の定年等に関する条例第三条に規定する」とあるのは、「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年栃木県条例第三十三号）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた」とする。

（人事課）

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十八号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項を次のように改める。

十一 削除	
-------	--

別表第一の三十五の四の項第五十号中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（行政改革推進室）

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。